



所役者
守 莊
行町任
岡垣町長

青少年を健全に

成長期にある少年は、家庭、学校、社会環境からの影響を受け易く、単純な原因、動機で非行に走るものが多い。これらの少年も、早く適切な補導がされると立派に立ち直ることができる。

ひとまかせにせず、町民金貢青

少年問題に強い関心と理解をもち、

青少年の健全育成に力を尽して頂

きたい。

青少年問題協議会長 辻守社

福岡県の

昭和51年中の青少年非行の実態

刑法犯で捕縛された少年は八六七七人で、東京、大阪、兵庫についで全国第四位、非行率は全國第一位である。

そのうち七七%は窃盜、それも「遊び刑罪行」と呼ばれる方引と乗り物盜が七一%占め、中学生が四五%である。

一万引二七七八人の九一%は小・中・高校生で、見ているうちに欲しくなった(三八%)、友人からさそわれて(二三%)、だれも万引しているから(一八%)、好

発展を続ける

万引)七七八人の九一%は小・中・高校生で、見ているうちに欲しくなった(三八%)、友人からさそわれて(二三%)、だれも万引しているから(一八%)、好

(西高陽区 田中睦生氏 提供)

国保の大きな目的 保険給付【その二】

前回に続き、保険給付の話しが、今回も保険給付は、「保険」ですが、受けられない診察」と「国保と交通事故」について話していくま

す。
●予防注射、予防接種——ただし破傷風、狂犬病については医師が発生のおそれがあると認めた場

奇心から(一〇%)、金を払うのがばかりしいから(七%)などの単純な動機でやっている。

乗り物盜は自動車盜二一人、オートバイ盜七六〇人、自転車盜九二三人で、五五%が中学生である。

たばこを吸つて補導された少年は五年前の二倍にのぼつている。

たばこを買うため「謝りごまかしたり、どうぼう、おどし」の非行が行なわれたり、たばこを吸うため「だまり場」に出入りし、転落の糸口になつてゐる。

又たばこは育ち盛りの少年には有害で、法律でも禁じられている。

親は十分子供を監視していただきたい。

全国防犯運動

十月一七日から十一月一日まで全国一齊に防犯運動が実施され、辻町長は郡内をパレードしてまわる。

教育委員会



辻町長防犯で郡内をパレード

- 美容のための処置や手術——
 - その他——日常生活に支障のない先天性奇形、わきが、どもり、色直、単なる疲れ、正常的妊娠や分娩、経済的理由による人工妊娠中絶や避妊手術。歯ならびを直す手術など。
- 2、よくないことをしたとき
● 犯罪をおかして病気やけがをしたとき。
- 麻薬中毒、自殺未遂、無免許運転など、自分で故意にした結果のけがや病気。
- けんかや、よつばらつとしたけがや病気など。
- 医師や保険者の指示に従わなかつた場合。
- 3、業務上の病気やけが
- 仕事のうえで病気やけがをしたときは、労働者災害補償保険の適用を受けるか、労働基準法の定めに従って雇主の負担となります。
- 4、特殊な歯の治療
- 歯の治療では、特殊な材料や高価な金属を使うことがあり、保険の対象とならないものも多いのです。医師とよく相談して治療を受けてください。
- 5、他人から傷害を受けたとき

- 交通事故や暴力などで他人から傷害を受けたときの治療は、加害者が治療費を負担するのがたまえですので、保険給付の対象とはなりません。——ただしこの場合に、もし、保険給付を受けていたら、不正利得、不當利得、等により保険給付を受けた額について返納しなければならなくなります。又、第二著傷害の場合は被保険者が、加害者に対して損害賠償の請求権がありますが、その請求権の内、保険者が保険給付をした給付の範囲内において法律で定められた、代位取得（求償権）に基づき被保険者に変り損害賠償の請求をする権利を取得します。

現実には、治療のすべての経過をみないことにはどれだけの費用がかかるかわかりませんし、後遺症の問題もあるでしょう。また、加害者の賠償支払いの能力の問題もあります。そういうことがすべてわかつて、最終的な損害賠償を受けるまでには長い時間がかかり、その間の治療は自費でまかなうといふことになると、生活そのものが危機に直面することになりかねません。治療費がかかりすぎて生活が困るようになつてはいけない、そういうならないようにしてやうというのが医療保険の制度の目的でした。ですから、被保険者が交通事故等の傷害で苦しんでいるのに、それは加害者との間の問題であるとして放置してよいはずはありません。そこで、交通事故等のけがや病気も国保の保険診療が受けられる道が講じられているというわけです。

- 国保で治療を受けるとき

交通事故等の第三者の傷害について、国保で治療を受けるには、いくつかの条件や手続きがあります。

1、加害者から現実に治療費を受けていれば、国保の保険診療を受けられることがあります。

2、「第三者の行為による傷病届」を提出しなければなりません。これが、加害者にあとで、たてかえた分を返還してもらう大切な資料となります。

3、そのほか、警察の事故証明書や、示談が成立した場合の書類など、いろいろありますので係に相談をしてください。

三、自動車事故にあつたときの心得

 - 1、警察に必ず届けること。
警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめもらい、事故証明書をもらいます。
 - 2、相手の身元を確認すること。
加害者の免許証なり自動車損害賠償責任保険の保険証を必ず見せ、もらいまし、加害者の住所、氏名、免許証の番号、職業、自賠責保険等を確認する。
 - 3、自動車の姿、形をおぼえておくこと。
悪質なドライバーは逃げることがある。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。少なくとも形、色、大きさなどは記憶

公給領收証存

受け取りましょう

- 美容のための処置や手術——
いれずみ除去、隆鼻術、日常生活に支障のない程度のそばかす、あざ、ほぐろ、いぼ、無毛症、多毛症などの処置や手術
 - その他——日常生活に支障のない先天性奇形、わきが、どもり、色盲、単なる疲れ、正常的妊娠や分娩、経済的理由による人工妊娠中絶や避妊手術。歯ならびを直す手術など。
 - 2、よくないことをしたとき
● 犯罪をおかして病気やけがをしたとき。
● 麻薬中毒、自殺未遂、無免許運転など、自分で故意にした結果のけがや病気。
 - けんかや、よっぽうつてしたけがや病気など。
 - 医師や保険者の指示に従わなかつた場合。
 - 3、業務上の病気やけが
 - 仕事のうえで病気やけがをしたときは、労働者災害補償保険の適用を受けるが、労働基準法の定めに従つて雇主の負担となります。
 - 4、特殊な歯の治療
 - 歯の治療では、特殊な材料や高価な金属を使うことがあり、保険の対象とならないものも多いので、医師とよく相談して治療を受けてください。
 - 5、他人から傷害を受けたとき

●交通事故や暴力などで他人から傷害を受けたときの治療は、加害者が治療費を負担するのがたまえですので、保険給付の対象とはなりません。——ただしこの場合に、もし、保険給付を受けていたら、不正利得、不當利得、等により保険給付を受けた額について返納しなければならなくなります。又、第二著傷害の場合は被保険者が、加害者に対して損害賠償の請求権がありますが、その請求権の内、保険者が保険給付をした給付の範囲内において法律で定められた、代位取得（求償権）に基づき被保険者に変り損害賠償の請求をする権利を取得します。

現実には、治療のすべての経過をみないことにはどれだけの費用がかかるかわかりませんし、後遺症の問題もあるでしょう。また、加害者の賠償支払いの能力の問題もあります。そういうことがすべてわかつて、最終的な損害賠償を受けるまでには長い時間がかかり、その間の治療は自費でまかなうといふことになると、生活そのものが危機に直面することになりかねません。治療費がかかりすぎて生活が困るようになつてはいけない、そうならないようにしておこうというのが医療保険の制度の目的でした。ですから、被保険者が交通事故等の傷害で苦しんでいるのに、それは加害者との間の問題であるとして放置してよいはずはありません。そこで、交通事故等のけがや病気も国保の保険診療が受けられる道が講じられているというわけです。

- 国保で治療を受けるとき

交通事故等の第三者の傷害について、国保で治療を受けるには、いくつかの条件や手続きがあります。

1、加害者から現実に治療費を受けていれば、国保の保険診療を受けられることがあります。

2、「第三者の行為による傷病届」を提出しなければなりません。これが、加害者にあとで、たてかえた分を返還してもらう大切な資料となります。

3、そのほか、警察の事故証明書や、示談が成立した場合の書類など、いろいろありますので係に相談をしてください。

三、自動車事故にあつたときの心得

 - 1、警察に必ず届けること。
警察に必ず届け、事故現場の状況や証拠を確かめもらい、事故証明書をもらいます。
 - 2、相手の身元を確認すること。
加害者の免許証なり自動車損害賠償責任保険の保険証を必ず見せ、もらいまし、加害者の住所、氏名、免許証の番号、職業、自賠責保険等を確認する。
 - 3、自動車の姿、形をおぼえておくこと。
悪質なドライバーは逃げることがある。できれば車のプレートナンバーをおぼえておくこと。少なくとも形、色、大きさなどは記憶

とどめておく」と、現場近くにいて、目撃した
示談は慎重にすること、とし
保による診療を受ける場合
療費の七割は国保が負担す
みんなの税金でまかなうため
けつしてめぐら印をおさ
しまえば、あとでやりなおしあ
せん。



- 発射する方向に人や建物、道路がないかどうかを確認する。
- 発射するとき以外は、引きがねに指を触れない。
- 跳弾のおそれある石壁、水面などを撃たない。
- グループで犯獣するときは、お互いの位置を知らせ、確かめあう。
- 銃は、ケースか袋に入れて携帯、運搬する。
- 銃を携帯、運搬するときは、たまを装てんしない。
- 銃の保管は、だまを抜き、分解し、銃保管庫にカギもかけて保管する。
- 銃やだまを車の座席やトランクなどに放置しない。
- 銃保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。
- だまは、計画的に必要なだけ購入し、残弾がないようにする。
- だまは、実包保管庫にカギをかけて保管する。
- だまは、実包保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。

者表彰、来賓の祝辞を受けた後、記念行事として、文化同好会、老人クラブ、寿会、婦人会、青年団による演芸、作品展示、茶会、スポーツが6日まであり4日間に亘る記念行事が盛会の内に終った。

総務課

- 発射する方向に人や建物、道路がないかどうかを確認する。
- 発射するとき以外は、引きがねに指を触れない。
- 跳弾のおそれある石壁、水面などを撃たない。
- グループで犯獣するときは、お互いの位置を知らせ、確かめあう。
- 銃の携帯と保管上の心得
- 銃は、ケースか袋に入れて携帯、運搬する。
- 銃を携帯、運搬するときは、たまを装てんしない。
- 銃の保管は、だまを抜き、分解し、銃保管庫にカギもかけて保管する。
- 銃やだまを車の座席やトランクなどに放置しない。
- 銃保管庫は、人目につかない安金な場所に固定して設置する。
- だまは、計画的に必要なだけ購入し、残弾がないようにする。
- だまは、実包保管庫にカギをかけて保管する。
- だまは、実包保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。

記念行事終る

町制施行 15周年

昭和37年10月1日に岡垣村が、岡垣町に町制施行し、15周年を記念して去る11月3日の文化の日に

吉木小学校体育館で記念式典を、多数の御臨席を得て盛大に開催された、町長の挨拶を初め町政功労者表彰、来賓の祝辞を受けた後、記念行事として、文化同好会、老人クラブ、寿会、婦人会、青年団による演芸、作品展示、茶会、スポーツが6日まであり4日間に亘る記念行事が盛会の内に終った。

垣

技術革新の時代です。公共職業訓練校は新規卒業者も転職、再就職希望者などひろく技能習得をめざさ人々に技能者として必要な知識と技能についての訓練を計画的組織的に実施しています。

○訓練の特徴

一、授業料、教科費は無料です。

(ただし、総合高等職業訓練校の養成訓練については、実習経費と

して月五百円が必要です。また、教材、寒賀工具は無料で貸与します。)

二、訓練期間が一年以上のもので通校のため国鉄、私鉄、バスを利用するには学生割引があります。

三、訓練修了者に対するは、公共職業安定所が就職あつせんにあります。

四、能力再開発訓練を受講する人で公共職業安定所の指示を受けた人については次の援護措置があります。

(1)雇用保険法による求職者給付受給資格者には、訓練終了まで引きづいて求職者給付金が支給されます。

(2)その他の人には、訓練期間中次の訓練手当が支給されます。

ア、基本手当 イ、受講手当
ウ、特定職種受講手当(鋳造、板金、製罐、金属フレス、溶接、めつき、配管、ブロック建築、電気工事、左官、塗装、建設機械運転の各科の訓練受講者) 工、通所手当
五、技能者育成資金貸付制度があります。(但し、雇用保険法による求職者給付又は訓練手当受給者は対象になりません。)

公共職業訓練校案内

腕に技能 豊かなくらし

北九州市八幡西区穴生3丁目5-1
(電) 093(641) 4906
〒806

八幡総合高等職業訓練校

訓練の種類	訓練科	訓練期間	応募資格	募集期間	選考方法
養成訓練	高等訓練課程1	4月～3月 2ヵ年	中卒以上の学力を有する主として学卒者	おおむね12月から翌年2月まで(訓練校により一定しない)	簡単な筆記テスト・書類審査、面接など
	高等訓練課程2	4月～3月	高卒以上の学力を有する主として学卒者		
能力再開発訓練 職業転換訓練課程	板金科・配管科 溶接科・鋳造科	1ヵ年	中卒以上の学力を有する中高年令者	上に同じ	上に同じ
	製罐科・配管科 電気工事科	10月～9月 1ヵ年	中高年令者		

消防一一九コーナー

香典返しとして寄付

料理講習会

日時 十月十六日(金曜日)

午前十時から

場所 中央公民館

木原技術

内容 簡単な正月おせち料理と成情技術

藤浦義人殿

社会福祉協議会へ

一、高陽区故藤浦マスヨ殿81才
昭和52年10月18日死亡

藤浦義人殿より

香の高い洋菜類の利用法等一般主婦の方々の参加も希望します。

三吉 藤村実

一一二四五

一、山田区故秋武伝太郎殿82才
昭和52年10月5日死亡

秋武治殿より

一、西黒山故岩崎トリ殿90才
昭和52年10月9日死亡

岩崎弘殿より

一、高陽区故丸目キワ殿76才
昭和52年10月9日死亡

丸目一夫殿より

一、東松原区故花田勝子殿52才
昭和52年10月5日死亡

花田秀哉殿より

一、高陽区故藤浦マスヨ殿81才
昭和52年10月18日死亡

藤浦義人殿より

一、白谷区故犬丸福四郎殿68才
昭和52年10月17日死亡

犬丸ハル子殿より

一、新海老津区故和田章殿63才
昭和52年10月14日死亡

和田チドリ殿より

一、白谷区故大丸福四郎殿68才
昭和52年10月17日死亡

大丸ハル子殿より

一、新海老津区故和田章殿63才
昭和52年10月14日死亡

和田チドリ殿より

一、新海老津区故和田章殿63才
昭和52年10月14日死亡

和田チドリ殿より

(郡消防署)

種別	火災	救急
芦屋	10	196
水巻	11	382
遠賀	0	167
岡垣	5	233
合計	26	924

◎管内火災・救急発生状況
(1月から9月まで)

『使う火を消すまで離すな目と心』

全国火災予防運動週間 11月26日から12月2日まで

一般住宅やアパートの火災は全

国の建物火災の半数を越えており

昨年は火災により一、六三二八人の

死者と九、三七人の負傷者があ

り四〇、一五八世帯が被災され、

出火件数は六二、〇〇〇件を上廻

っております。

自力避難の出来ない幼児や体力

的条件の悪い高齢者の犠牲の多い

ことが、注目すべき点です。

◎ 家庭においては、

1 幼児や老人だけを残して外出

するることは極力さける。

2 幼児や老人の安全な避難方法

を十分考える。

3 就寝前の火の元点検とガスの

元栓を閉めた確認をする。

4 寝たばこは絶対やめ、またさ

せないよう常に注意する。

5 自分が使う火は消すまで責任

をもち、常に安全を確認する。

6 たばこの投捨ては絶体しない。

◎ 職場においては、

1 職場ぐるみで消防、通報及び

避難訓練を実施する。

2 消防用設備等を絶点検し、い

つでも使えるよう整備する。

3 非常口や通路には、物を置か

ない、置かせない。

(5番) 折尾電報電話局 (691-045

5番) へお問合せください。

く下さい。

「115番」に前もってお申込み

ください。

老人クラブ寿会へ

湯川山登山

強い要望により十一月十一日内

発九時〇四分

をします。

九州一といつてもよい

絶景を賞味ください。ただし登り

道は坂が急ですから履物には注意

配達日の3日前までにお打ちに

なれば料金が150円割引きにな

ります。

大変お得です。

(お問合せ先)

昭和52年10月5日死亡

秋武治殿より

西黒山区故岩崎トリ殿90才

昭和52年10月9日死亡

岩崎弘殿より

一、山田区秋武伝太義殿82才
昭和52年10月5日死亡

新海老津区故和田章殿63才

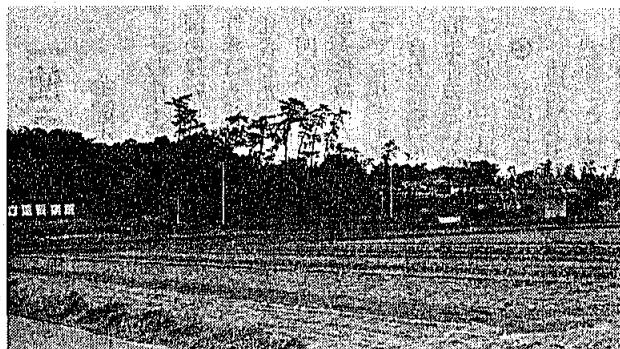
昭和52年10月14日死亡

和田チドリ殿より

新海老津区故和田章殿63才



三里松原



松喰虫で昔の松は殆んど
なくなつた三里松原

九月一日号で、元文三年四月（
一七三八年）吉田六郎大夫の御墨

付で、筑前海岸に松植えが始つ
たことを書いたが、本格的に三里

松原が植立されたのは宝暦二年
(一七五一年) からのようである。

遠賀郡芦屋より手野内浦まで
浜山植え立てのこと

一、遠賀郡芦屋より手野内浦辺ま
での浜山に、田地を譲るため、寛

延四年（一七五一年）から七年間
で植えるようおせつけられ、才
判の権藤伊右衛門がうけもつて翌

宝暦二年（一七五一年）から全八
年までに一通り植付けますが、風
雨が強く、松苗のつかない所が処
々ありますので、伊右衛門が才判
で植えつけるよう命じてください。
そうすると、苗のついていない所
は宝暦十年から一年で芝を伏せま
す。郡から人夫一千三百人渡して
ください。私が才判となつて植付
けます。

芦屋浜山植立奉行
権藤伊右衛門

寛延四年権藤伊右衛門に仰せ
つけられた御書出の覚え

芦屋浜山植立奉行
権藤伊右衛門

一、遠賀郡芦屋、糠塚、黒山、松
原の四箇村に砂山が七十二万七千
五拾七坪あるので、遠賀郡中の

村々へ七ヶ年坪割りで受持たせ
植付けるよう仰せつかる。

一、壹坪に一尺以上の松苗を一本あ
えてその根本に一本について芝
を三尺四方ずつ打たせる。以上
の植付や芝打のあらましな村々
はすぐ植え直されること。

一、常に絶えず見廻り、根芝や松
苗の鉢を吹き出し、又砂に埋ま
つているのがあつた場合は、受
持の村々や隣村を呼び出し手入

れを申しつけること。
苗が枯れた分は翌年受持の坪割
当以外に植えつぐよう申しつけ
ること。

一、小苗の松は砂山にはつきかね
るので、大型の苗を遠方から持
つて来ると余分の人夫が必要の
で、四ヶ村にそれぞれの「苗松
所」を設けて、荒されないよう
きびしく言い渡し、年々松苗が
出来るよう措置すること。

一、以上により砂山の植立が出
来れば、その区域は将来特によ
くなるのだから住民は常々松植
立に熱心になる筈である。坪割
当をつけた村々も入念に植え、
よく育つて受持分を早く終らせ
ることもよい事である。

もし、不心得者がおつたり、雰
囲気のよくない村々は書付で申
し出よ。

右書付の趣旨を十分知るよう寛延
四年六月八日敷延三郎より申し渡
すこと。

* * *

*

以上の覚え書により、宝暦二年
から八年まで七年間に亘つて、

遠賀郡黒山村

一坪に一本、尺以上の苗を植え、
その根元に芝生を三尺四方うたせ、
一百九拾七円寄附候段奇特に付

居村地内字浜山官有林へ松苗

五千一百五十本栽植し、右に係る
費用金五十五十錢寄附候段奇特に付

明治十二年十月八日 福岡県

木盆と共に区長に引き継がれて
植えさせるなどしてやつと出来た
結果である。

遠賀郡黒山村
居村地内字浜山官有林へ松苗

五百一百五十本栽植し、右に係る
費用金五十五十錢寄附候段奇特に付

明治十二年十月八日 福岡県

木盆と共に区長に引き継がれて
植えさせるなどしてやつと出来た
結果である。

遠賀郡黒山村
居村地内字浜山官有林へ松苗

五百一百五十本栽植し、右に係る
費用金五十五十錢寄附候段奇特に付

明治十二年十月八日 福岡県

木盆と共に区長に引き継がれて
植えさせるなどしてやつと出来た
結果である。

遠賀郡黒山村
居村地内字浜山官有林へ松苗

五百一百五十本栽植し、右に係る
費用金五十五十錢寄附候段奇特に付

明治十二年十月八日 福岡県



東黒山にある銀盆と二重ねの木盆